

データヘルス推進支援事業業務委託仕様書

1 業務の目的

市町村は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、当該計画に基づいた保健事業の実施により、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を推進しているところである。

令和6年度に策定した第3期データヘルス計画は、令和6年度から令和11年度までを計画期間としているが、令和8年度は各市町村において中間評価・見直しを行う必要がある。そのため、県において各市町村の健康課題や医療費等について現状把握及び分析を実施し、中間評価・見直しを行う市町村の後方支援を行うものである。

2 業務の名称

データヘルス推進支援事業業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務委託の内容

（1）事業計画書の作成

本事業の実施に当たり、県と十分協議の上、事業計画書を作成すること。

なお、事業計画書には、県や市町村、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

（2）市町村向け事業説明会

市町村向けに事業説明会を開催すること。

説明会の内容には、市町村がPDCAサイクルに基づいた中間評価・見直しを実施できるよう、データ分析案や基本的な進め方等についての内容を含むこと。

（3）データ分析

県や市町村、国保連からの提供データや分析する項目等については、県及び国保連と協議の上決定するものとするが、提供データや国等の公開データ等を活用し、市町村ごとの特定健康診査（以下「特定健診」という。）の状況、疾病分類別の医療費、被保険者一人当たり医療費等の現状を把握し、県全体及び市町村単位並びに二次医療圏単位の分析を行うこと。

なお、データ分析に当たっては、市町村において容易に再現可能なものとなるよう留意すること。

① 提供データ（例）

ア レセプトデータ（令和5年度～令和7年度）

- ・ 医科「21_RECDEINFO_MED.CSV」「21_KDBINFO_MED.CSV」
- ・ DPC「22_RECDEINFO_DPC.CSV」「22_KDBINFO_DPC.CSV」
- ・ 歯科「23_RECDEINFO_DEN.CSV」「23_KDBINFO_DEN.CSV」
- ・ 調剤「24_RECDEINFO_PHA.CSV」「24_KDBINFO_PHA.CSV」

イ KDBデータ（令和5年4月診療分～令和8年3月診療分）

- ・ 地域の全体像の把握

- ・ 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題
- ・ 市区町村別データ
- ・ 人口及び被保険者の状況
- ・ 質問票調査の状況
- ・ 健診の状況
- ・ 医療費の状況
- ・ 介護費の状況
- ・ 厚生労働省様式
- ・ 特定健診・特定保健指導実施結果総括表
- ・ 疾病医療費分析
- ・ 要介護（支援）者突合情報
- ・ 医療・介護の突合
- ウ 被保険者データ（データ提供時までの最新版）
 - ・ 特定健診等被保険者データ「KD_IF015」
- エ 特定健診等データ（令和4年度分～令和6年度分）
 - ・ 特定健診受診者 「FKAC131」
 - ・ 健診結果情報 「FKAC163」
 - ・ その他の結果情報「FKAC164」
 - ・ 健診結果情報 「FKAC167」
- オ その他分析に必要となる KDB 補助システム（DH パイロット）データ

② 分析する項目（例）

- ア 人口動態及び被保険者の構成
- イ 平均寿命・平均自立期間
- ウ 死亡の状況
- エ 介護の状況
- オ 医療の状況（総医療費及び一人当たり医療費の推移、疾病分類別の医療費）
- カ 特定健診・特定保健指導の状況（実施率、有所見者の状況、メタボリックシンドローム該当者の状況、質問票の状況）
- キ その他保健事業の状況（ジェネリック医薬品の状況、重複・頻回受診者等の状況）
- ク 宮崎県共通評価指標

（4）中間報告及び市町村からの問合せ対応

10月頃までに全市町村向けに（3）の中間報告を行うこと。

報告では、中間報告時点での分析結果データの提供やデータ分析の解説、実際の活用方法についての内容も含むこと。

また、分析結果やデータの出典等市町村からの問合せに対し、随時対応（メール、電話、オンライン等任意の方法）し、県へも報告すること。

（5）成果報告等

委託期間が終了するまでに、本事業による分析結果等を成果報告書（Excel データ又は PowerPoint データ、及び冊子）として提出すること。

併せて、その成果等を市町村に共有する機会を設けること。

5 成果品等の納入場所

6 個人情報保護

個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

7 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業のB事業（市町村の現状把握・分析）及びE事業（データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業）を財源として活用することを想定としているため、見積書及び実績報告書等作成の際は、B事業及びE事業のそれぞれに該当する事業費を明確に区分すること。
- (2) 中間評価・見直しに当たって効果的な分析手法や分析すべき項目等があれば、積極的に提案すること。
- (3) この業務に関する制作物の著作権については、契約書（案）のとおり。
- (4) 本事業の実施に当たっては、県及び関係機関（国保連、市町村等）と十分な連携を図ること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。